

中国ブロック発注者協議会の体制「発注者間の連携強化」

○運用指針に基づき各発注者が発注関係事務を適切に実施できるよう、
発注者共通の課題への対応や各種施策の推進を図るため発注者間の連携体制を構築

➡ 中国ブロック発注者協議会

○運用指針に基づき全ての発注者が発注関係事務を適切に実施できるよう、
市町村等の発注者に対する支援や連携を可能とする体制を構築

➡ ブロック発注者協議会のもとに各県毎の地域発注者協議会を設置

■ 各県毎の地域発注者協議会

○ 県内の公共工事の各発注者が、公共工事の品質確保の促進に向けた取組み等について情報交換を行う等の連携を図り、発注者間の協力体制を強化し、公共工事の品質確保の促進を図ることを目的として設置

○ 地方整備局の事務所、各県、全ての市町村等から構成

<地域発注者協議会>

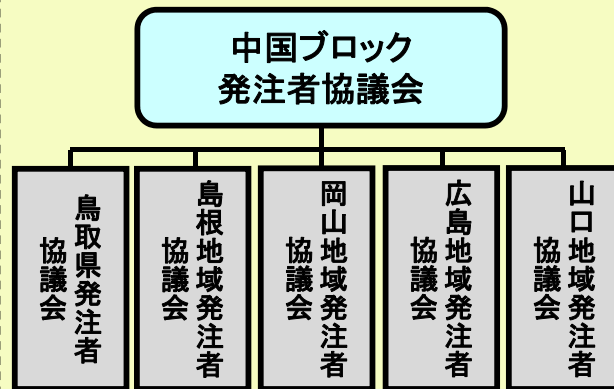
・中国ブロック発注者協議会のもと、各県毎に地域発注者協議会を平成20年度に設置

中国ブロック発注者協議会規約

(会議)

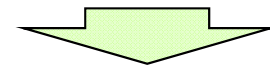
第7条 協議会の円滑な運営を補助するため、協議会に幹事会を置く。なお、必要に応じて各県地域において連絡調整を図るものとする。

【 体 制 】



■ 地域発注者協議会の主な協議内容

- 発注者間の情報交換
- 発注関係事務の実施状況の把握
 - ・各発注者の取り組み目標の公表
- 自治体等への支援
- 共通の課題への対応等の協議
 - ・予定価格の適正な設定
 - ・歩切りの根絶
 - ・低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等
 - ・適切な設計変更 等



発注関係事務の確実な運用に寄与